

平成 26 年 10 月 15 日

資料提供先：鳥取県政記者クラブ
倉吉記者クラブ

『河川協力団体』を募集します

～パートナーシップの拡充にむけた新しい取り組み～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月 12 日に改正され、この中で河川協力団体制度が創設されました。

これを受けて、国が管理する河川管理区間(ダム湖含む)において、以下のとおり河川協力団体を募集することとしましたので、お知らせします。

【概要】

1. 『河川協力団体』を募集します。

◆倉吉河川国道事務所が管理する河川管理区間において、河川協力団体の募集を平成 26 年 10 月 24 日から平成 26 年 12 月 19 日の期間で行います。

◆募集は、倉吉河川国道事務所が行います。

2. 『河川協力団体』について概要を説明します。

◆このたび創設された『河川協力団体』制度及び申請方法について、本日から募集期間締め切り日までの間、申し出のあった団体に対し随時説明を行います。

◎河川協力団体の募集、制度説明の申し出先については下記のとおりです。

倉吉河川国道事務所 調査設計第一課 調査係

※連絡については下記問い合わせ先の電話番号へ連絡ください。

「河川協力団体」とは

- 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO、町内会等の団体を支援するものです。
- 河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

※詳細については倉吉河川国道事務所 HP 内『河川協力団体』の募集をご覧ください。

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 TEL (0858) 26-6221(代)

副所長(河川) 川上 暁洋(かわかみあきひろ)

調査設計第一課長 柳田 敏信(やなぎだとしのぶ)